

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第3回総会

令和3年3月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年3月15日 午後2時18分

2. 場 所 イコーゼ

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係 長 松原 義行

主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

8番 小野 策七 委員

9番 佐藤 徳雄 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号1について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第9号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1について、今回の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思っております。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は、現在、野菜を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、譲受後も引き続き耕作する予定であります。

申請地は自宅隣であり、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号1は、原案のとおり決定いたします。

次に、整理番号2については、8番 小野 策七 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号2の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(8番 小野策七 委員 退席)

会 長 事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第9号、農地法第3条 整理番号2を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号2について、今回の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思います。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 渡辺 政一 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員 整理番号2について、現地を確認してきました。
申請地は、現在、野菜を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、借受け後も引き続き耕作する予定であります。
申請地は借受人所有農地に隣接しており、農作業に支障はありません。
今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。
整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号2は、原案のとおり決定いたします。

(8番 小野策七 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号3について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第9号、農地法第3条 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号3について、今回の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思います。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 亀岡 範彦 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員 整理番号3について、現地を確認してきました。
申請地は、現在、野菜を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、もともと譲受人が借りて耕作していた農地であり、譲受け後も引き続き耕作する予定であります。

申請地は連続した農地のため、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございました。続いて、同じく地区担当である 石幡 弘実 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員 整理番号3について、現地を確認してきました。
申請地は、現在、野菜を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、もともと譲受人が借りて耕作していた農地であり、譲受け後も引き続き耕作する予定であります。

申請地は道路を挟んでおりますが、管理のための行き来は可能であり、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方

は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号3は、原案のとおり決定いたします。
次に、整理番号4について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第9号、農地法第3条 整理番号4を朗読後、説明】**
詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号4について、今回の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号4について、現地を確認してきました。
申請地は、現在、水稻を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、同一世帯である譲受人と譲渡人が耕作していた農地であり、譲受け後も引き続き耕作する予定であります。
今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号4は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第10号、農地法第4条 整理番号5を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号5につきましては、第三種農地となっておりますので、露天駐車場とすることに問題はないと思います。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員 整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、現在、野菜を作付けしておりますが、今回の申請にあたって、耕作は行わないようになります。

また、申請地周辺には農地がありません。

今回、本件の転用により、周辺農地への影響はないものとみられますので、問題はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長 それでは先に、議事参与の制限の関係で、整理番号6から63、66から122、131から135について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第11号、農業経営基盤強化促進法 整理番号6から63、66から122、131から135（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号6から63、66から122、131から135の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号6から63、66から122、131から135について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号6から63、66から122、131から135は、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号64については、4番 浅野 国英 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号64の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長

整理番号64について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号、農業経営基盤強化促進法 整理番号64（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号64の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号64について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号64は原案のとおり決定いたしました。

(4番 浅野国英 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号65、123から130については、7番 佐藤 親委員が賃貸人、賃借人となっていますので、規定による議事参与の制限により、整理番号65、123から130の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号65、123から130について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第11号、農業経営基盤強化促進法 整理番号65、123から130（利用権設定）朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号65、123から130の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決
いたします。整理番号65、123から130について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号65、123から130は原案のとおり
決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

以上を持ちまして、3月総会に提出されました案件は全部終了いたし
ました。

令和3年第3回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時38分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人